

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）	施策	5－1 環境保全
-------------	-----------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） 地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な取組が進んでいます。温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量を削減するためには、市民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが必要です。温暖化防止の意識の普及と啓発に努めていくことで、エネルギーの有効利用を推進し、環境負荷の低減を図る必要があります。	（前略） 地球温暖化など、地球規模で深刻化する環境問題に対して、脱炭素社会に向けた動きが国際的に加速するなか、国内ではこれを地域の成長の機会と捉え、地域主役の取組による脱炭素社会の実現を目指しています。市民一人ひとりが温暖化防止の意識を高め、省エネルギーの更なる取組や再生可能エネルギーの活用などを市民、事業者、行政が互いに協力して推進する必要があります。	国内外における地球温暖化に関する動向や国が2050年カーボンニュートラルを宣言したこと、本市が「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明したこと、また、小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】を新たに策定したことを踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた内容、また、国が2050年カーボンニュートラルの達成に向けて策定した「地域脱炭素ロードマップ」に即した内容に整理し、国内外の動向及び本市の表明・計画との整合性を図るため。
環境と経済のバランスの取れた社会をつくるためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。	環境と経済のバランスの取れた社会の形成を図り、環境負荷の少ない持続可能な発展を目指すためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。	「環境と経済のバランスの取れた社会」について説明が不足しており、その必要性が現行文では読み取りにくいいため、分かりやすく整理するため。
（後略）	（後略）	

小施策01 市民生活における環境保全対策の徹底（略）

小施策02 地球温暖化防止対策の推進

主な取組	
★<u>地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減するための市民に対する節電等の環境配慮行動の啓発</u>（生活環境部環境課） ○<u>「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」（市民向け）、「おたるエコガイド」（事業者向け）の配布による地球温暖化防止に向けた啓発</u>（生活環境部環境課） ○環境に対する負荷を低減するための住宅エコリフォーム助成制度の利用促進（建設部建築住宅課） ○<u>環境に対する負荷を低減するための再生可能エネルギーの活用に向けた情報収集や研究</u>（生活環境部環境課）	
指標	
地球温暖化防止の一環として、省エネルギー対策に取り組んでいる市民の割合（アンケート）	
基準値 (R1)	目標値 (R10)
29.1%	基準値より増



修正後		改訂理由								
★<u>脱炭素社会の実現に向けた市民及び事業者に対する省エネルギーの取組等の環境配慮行動の普及啓発（生活環境部環境課）</u> ★<u>再生可能エネルギーの活用に向けた情報収集や研究及び導入拡大の推進（生活環境部環境課）</u> ○環境に対する負荷を低減するための住宅エコリフォーム助成制度の利用促進（建設部建築住宅課）		ゼロカーボンシティを表明し、市民及び事業者を含めた市域全体を対象とした地球温暖化対策推進実行計画を策定したため、今後は、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入拡大を推進していく。								
修正後		改訂理由								
地球温暖化防止の一環として、省エネルギー対策に取り組んでいる市民の割合（アンケート） <table><tr><th>基準値（R1）</th><th>目標値（R10）</th></tr><tr><td>29.1%</td><td>基準値より増</td></tr></table> 温室効果ガス排出量 <table><tr><th>基準値（R1）</th><th>目標値（R10）</th></tr><tr><td>1,159 千 t －CO₂</td><td>761 千 t －CO₂</td></tr></table>		基準値（R1）	目標値（R10）	29.1%	基準値より増	基準値（R1）	目標値（R10）	1,159 千 t －CO ₂	761 千 t －CO ₂	・指標を追加 基準値根拠：基準値は小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】における現状値 目標値は同計画における令和 12 年度までの目標値を按分して算出
基準値（R1）	目標値（R10）									
29.1%	基準値より増									
基準値（R1）	目標値（R10）									
1,159 千 t －CO ₂	761 千 t －CO ₂									

小施策03 環境意識の高揚

主な取組	
○市民との協働による地域における環境保全のボランティア活動の推進（生活環境部ごみ減量推進課） ○様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進（生活環境部環境課）	
指標	
(略)	



修正後		改訂理由
○市民との協働による地域における環境保全のボランティア活動の推進（生活環境部ごみ減量推進課、<u>生活環境部清掃事業所</u>） ○様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進（生活環境部環境課）		
修正後		改訂理由
(略)		

小施策04 人と自然の共生 (略)

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市環境基本計画（平成 27～令和 6 年度）	・小樽市環境基本計画（平成 27～令和 6 年度）	
・小樽市温暖化対策推進実行計画 <u>（平成 24～令和 3 年度）</u>	・<u>第 4 次</u>小樽市温暖化対策推進実行計画 <u>【事務事業編】（令和 4～12 年度）</u>	前計画（第 3 次計画）の計画期間満了を迎え、本市が「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明したことなどを踏まえて内容を見直し、改定したため。
	➡	国内外における地球温暖化に関する動向や国が 2050 年カーボンニュートラルを宣言したこと、本市が「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明したことなどから、今後は市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進する必要があるため、行政のみならず市民・事業者を含めた小樽市域全体を対象とした計画を新たに策定したため。
		・<u>小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】（令和 5～12 年度）</u>

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）	施策	5-2 循環型社会
-------------	-----------------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成17年度の生活系ごみ減量化・有料化により、平成16年度の813gから平成30年度には470gまで減少し、家庭から出されるごみ全体の排出抑制が進んでいます。 また、市民一人1日当たりの生活系資源物排出量は、生活系ごみからの移行による増加を見込みましたが、排出抑制の施策等による減量効果もあって、近年は微増という状況になっています。	生活系ごみについては、市民一人1日当たりの排出量は、平成17年度の生活系ごみ減量化・有料化により、平成16年度の815gから令和4年度には469gまで減少し、家庭から出されるごみ全体の排出抑制が進んでいます。 また、市民一人1日当たりの資源物排出量は、平成16年度の16gから生活系ごみからの移行により、平成17年度は154gに増加しましたが、近年の生活様式の変化や事業者による環境負荷の軽減に向けた取組などにより、140g前後と横ばいで推移しています。	813→815 一般廃棄物基本計画の数値に変更。 排出量を直近の数字に変更。生活系資源物を資源物に変更。ペットボトルの軽量化や紙ストローへの変更など、環境に配慮した動きがあり、プラスチックの使用量が減少していることや、インターネットの普及などによる新聞離れや用紙値上がりにより夕刊が廃止されるなど、紙類の排出量が減少していることを反映。
これまでも分別や適正排出の啓発に努めてきましたが、今後も北しりべし廃棄物処理広域連合とも協力しながら、排出抑制に重点を置いた3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「再利用（Recycle）」の更なる推進を検討していく必要があります。また、今後も進む高齢化や人口減少に加え、近年、社会問題となっている食品ロス問題や災害発生時の廃棄物にも対応した将来の収集や処理体制についても、考えていく必要があります。	ごみの分別や適正排出については、これまでも啓発に努めてきましたが、今後も北しりべし廃棄物処理広域連合とも協力しながら、排出抑制に重点を置いた3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「再利用（Recycle）」の更なる推進を検討していく必要があります。また、今後も進む高齢化や人口減少を踏まえた収集体制のほか、近年、社会問題となっている食ロス問題への対応や災害発生時の廃棄物を円滑・迅速に処理する体制についても考えていく必要があります。	文面の修正。
事業系ごみについては、生活系ごみに先行して平成12年度の有料化により減量化が図られ、平成11年度の48,545トンから大きく減少し、平成13年度以降は2万トン前後で推移していますが、排出量の50%を超える生ごみ類の減量が課題となっています。	事業系ごみについては、生活系ごみに先行して平成12年度の有料化により減量化が図られ、平成11年度の48,545トンに対し、令和4年度は18,228トンと大きく減少していますが、排出量の50%を超える生ごみ類をいかに減量していくかが課題となっています。	2万トン前後から令和4年度の数字に変更。 生ごみ減量の課題を強調
(次ページに続く)		

◆基本計画

現状と課題

現在の記載
(前ページの続き)
主に生活系ごみを処理した後の焼却灰や破碎残さ等を埋め立て処分する一般廃棄物最終処分場については、かさ上げによる拡張整備を進め延命化を行います。また、事業活動で排出される再資源化できない建設廃材等を埋め立て処分する産業廃棄物最終処分場についても、今後延命化に取り組んでいく必要があります。
し尿は、老朽化した施設に替えて、平成 27 年度から中央下水終末処理場において処理していますが、下水道に接続されていない又は合併処理浄化槽※で処理していない炊事、洗濯、風呂などの生活雑排水については、河川や海の汚れの原因となっていることから、水質の浄化や水環境の保全を図るための対策を引き続き取り組んでいく必要があります。
※「合併処理浄化槽」…微生物の働きで、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などの排水）を浄化するための設備

小施策 0 1 3 R の推進に向けた自主的な取組への支援 (略)

小施策 0 2 ごみ・資源物の適正処理

主な取組
★ごみの適正な排出の仕方についての指導や、効率的なごみ・資源物の収集運搬業務を実施（生活環境部ごみ減量推進課、生活環境部清掃事業所） ○事業系一般廃棄物の発生抑制を目的に、資源化に向けた適正処理の監視・指導を推進（生活環境部ごみ減量推進課） ○ごみ処理に係る北しりべし廃棄物処理広域連合の構成市町村としての参画（生活環境部管理課） ○最終処分場の維持管理及び拡張整備（生活環境部管理課） ○不法投棄未然防止に向けた監視パトロールや啓発活動の実施（生活環境部ごみ減量推進課）
指標
(略)

小施策 0 3 し尿などの適正処理 (略)

修正後	改訂理由
主に生活系ごみを処理した後の焼却灰や破碎残さ等を埋立処分する一般廃棄物最終処分場については、生活環境の保全上、廃棄物の最終処分地として維持していく必要があることから、継続して受け入れられるよう、再資源化の推進を継続するとともに、埋立容量を増やすための拡張整備を行い延命化を図っています。また、事業活動で排出される再資源化できない建設廃材等を埋立処分する産業廃棄物最終処分場についても、同様に延命化に取り組んでいます。	送り仮名訂正。 現在、延命化に着手していることを踏まえた修正
し尿は、平成 27 年度から中央下水終末処理場において処理していますが、下水道に接続されていない又は合併処理浄化槽※で処理していない台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水については、河川や海の汚れの原因となっていることから、水質の浄化や水環境の保全を図るための対策を引き続き取り組んでいく必要があります。	「老朽化した施設に替えて」を削除、「炊事、洗濯、風呂などの生活雑排水」を「台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水」に訂正。
※「合併処理浄化槽」…微生物の働きで、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などからの排水）を浄化するための設備	「などの排水」→「などからの排水」に訂正。

修正後	改訂理由
★ごみの適正な排出の仕方についての指導や、効率的なごみ・資源物の収集運搬業務を実施（生活環境部ごみ減量推進課、生活環境部清掃事業所） ○事業系一般廃棄物の発生抑制を目的に、資源化に向けた適正処理の監視・指導を推進（生活環境部ごみ減量推進課） ○ごみ処理に係る北しりべし廃棄物処理広域連合の構成市町村としての参画（生活環境部管理課） ○最終処分場の維持管理及び延命化（生活環境部管理課） ○不法投棄未然防止に向けた監視パトロールや啓発活動の実施（生活環境部ごみ減量推進課、生活環境部清掃事業所）	現在、延命化に着手していることを踏まえた修正
修正後	改訂理由
(略)	

関連計画

現在の記載	修正後	改訂理由
・小樽市一般廃棄物処理基本計画(平成 27～令和 6 年度) 及び実施計画(毎年度)	・小樽市一般廃棄物処理基本計画(平成 27～令和 6 年度) 及び実施計画(毎年度)	
・小樽市分別収集計画 (平成 29～令和 4 年度)	・小樽市分別収集計画 (令和 5～10 年度)	更新のため
・小樽市生活排水処理基本計画 (平成 23～令和 2 年度)	・小樽市生活排水処理基本計画 (平成 23～令和 6 年度)	次期の小樽市一般廃棄物処理基本計画と統合する予定であるため、令和 6 年度まで延長するもの
・北しりべし廃棄物処理広域連合広域計画 (平成 29～令和 3 年度・北しりべし廃棄物処理広域連合策定)	・北しりべし廃棄物処理広域連合広域計画 (令和 4～8 年度・北しりべし廃棄物処理広域連合策定)	更新のため
	・小樽市災害廃棄物処理計画	大規模災害時に発生する復旧・復興の妨げになる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を構築し、廃棄物の初期の混乱を最小限にすることを目的に令和 4 年 2 月に策定したため

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）	施策	5-3 公園・緑地
-------------	-----------------------------------	----	-----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
（前略） 少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、公園に求められるニーズの<u>変化</u>の把握に努め、子どもから高齢者まで、誰もが快適に安全で安心して公園を利用できるよう維持管理を図るとともに、整備に当たっては、地域に配慮して進めていく必要があります。	（前略） 少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、<u>既存の公園・緑地</u>に求められるニーズの把握に努め、子どもから高齢者まで、誰もが快適に安全で安心して公園・緑地を利用できるよう維持管理を図るとともに、整備に当たっては、<u>地域住民のニーズを反映させるなど</u>、地域に配慮して進めていく必要があります。	・既存公園（施設）に対するニーズを想定しての「ニーズの変化の把握」であることから、よりわかりやすい表現に修正 ・配慮の対応例を例示 など→情報提供 ※ともに内容に変更なし
（後略）	（後略）	

小施策01 緑の保全（略）

小施策02 公園・緑地の整備推進と維持管理の充実

主な取組	修正後	改訂理由
○公園・緑地の整備、緑化等の推進を目的に、緑の基本計画の<u>見直し検討</u>と定期的な推進管理（建設部公園緑地課） ★公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備（建設部公園緑地課） ○子供から高齢者まで、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザイン※、バリアフリー化を取り入れ、安全で安心して利用できる公園づくりと維持管理の充実（建設部公園緑地課、産業港湾部港湾室）	○公園・緑地の整備、緑化等の推進を目的に、緑の基本計画の<u>推進</u>と定期的な推進管理（建設部公園緑地課） ★公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備（建設部公園緑地課） ★<u>親子連れで遊べる小樽の特性を生かした小樽公園の再整備（建設部公園緑地課）</u> ○子供から高齢者まで、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザイン※、バリアフリー化を取り入れ、安全で安心して利用できる公園づくりと維持管理の充実（建設部公園緑地課、産業港湾部港湾室）	
※「ユニバーサルデザイン」…（略）	※「ユニバーサルデザイン」…（略）	
指標	修正後	改訂理由
（略）		

小施策03 市民との協働による緑化の推進と支援（略）

関連計画

現在の記載		修正後	改訂理由
<u>・小樽市緑の基本計画（平成 16～令和 2 年度）</u>	➡	<u>・第 2 次小樽市緑の基本計画（令和 5 ～ 1 4 年度）</u>	前計画期間満了後、人口減少や少子高齢化のほか、近年の大規模な自然災害の多発による防災意識の高まりなどの社会情勢の変化に対応するため、令和 5 年度から第 2 次の計画を策定した。
<u>・小樽市公園施設長寿命化計画（平成 25～令和 4 年度）</u>		<u>・第 2 次小樽市公園施設長寿命化計画（令和 5 ～ 1 4 年度）</u>	更新のため
・奥沢水源地 保存・活用基本構想		・奥沢水源地 保存・活用基本構想	

第7次小樽市総合計画 基本計画 改訂原案（新旧対照表）

まちづくり6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）	施策	5-4 都市景観
-------------	-----------------------------------	----	----------

◆基本計画

現状と課題

現在の記載	修正後	改訂理由
変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの自然景観、港湾を軸に商都として発展してきた小樽の歴史を今に伝える運河や石造倉庫群などの歴史的建造物 <u>といった</u> 本市特有の景観資源を保全しながら、魅力的な都市景観を創出するため、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下「景観条例」といいます。）を制定しました。	変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの自然景観、港湾を軸に商都として発展してきた小樽の歴史を今に伝える運河や石造倉庫群などの歴史的建造物、 <u>これら</u> 本市特有の景観資源を保全しながら、魅力的な都市景観を創出するため、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下「景観条例」といいます。）を制定しました。	文言の整理
本市は、平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、 <u>平成20年に景観条例を改正した上で、その翌年には、より良好な景観の形成を目指して</u> 「小樽市景観計画」（以下「景観計画」といいます。）を策定しました。	<u>その後も、より良好な景観の形成を目指して</u> 、本市は、平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、景観条例を改正した上で、 <u>平成21年に「小樽市景観計画」（以下「景観計画」といいます。）を策定し、さらに、平成24年には、北海道から一部権限移譲を受け、「小樽市屋外広告物条例」を制定しました。</u>	平成18年以降の取組を統合（2段落目と4段落目を統合）、文言の整理
<u>景観条例に基づき、平成30年3月現在において、歴史的建造物96件を登録、そのうち79件を指定しているほか、保存樹木22本、保全樹林約19haを指定し、</u> 景観計画においては、市域全域を景観計画区域に定め、そのうち、歴史、文化等から見て小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域(131.6ha)」に指定 <u>しており</u> 、本市独自の歴史的な景観や自然景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成に努めてきました。	➡ <u>令和5年4月現在、景観条例に基づき</u> 歴史的建造物96件を登録し、そのうち79件を指定しているほか、保存樹木22本、保全樹林約19haを指定 <u>しています。また、</u> 景観計画においては、市域全域を景観計画区域に定め、そのうち、歴史、文化等から見て小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域(131.6ha)」に指定 <u>し</u> 、本市独自の歴史的な景観や自然景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成に努めてきました。	時点修正、文言の整理
<u>さらに、平成24年に北海道から一部権限移譲を受け、「小樽市屋外広告物条例」を制定し、本市独自の許可基準を設け景観の保全に努めています。</u>	※削除（2段落目に統合）	2段落目と統合
（後略）	（後略）	

小施策 0 1 歴史的建造物の保全及び活用

主な取組
★所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○歴史的建造物を保全活用するための「伝統的建造物群保存制度※」や「歴史まちづくり法※」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討（教育部生涯学習課、建設部新幹線・まちづくり推進室）【共 3-5 観光】 ○日本遺産※を活用した観光振興の推進（産業港湾部商業労政課、産業港湾部観光振興室）【共 3-5 観光】 ○「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用（教育部生涯学習課）【共 6-2 文化芸術】
※「伝統的建造物群保存制度」…（略） ※「歴史まちづくり法」…（略） ※「日本遺産」…（略）
指標
（略）



修正後	改訂理由
★所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○歴史的建造物の保全活用に向けた「歴史まちづくり法※」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定及び計画事業の推進や「伝統的建造物群保存制度※」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討（教育部生涯学習課、建設部新幹線・まちづくり推進室）【共 3-5 観光】 ○日本遺産※を活用した観光振興の推進（産業港湾部観光振興室）【共 3-5 観光】 ○「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用（教育部生涯学習課）【共 6-2 文化芸術】	歴史的風致維持向上計画の策定中のため文言修正。 所管換えに伴う修正
※「歴史まちづくり法」…（略） ※「伝統的建造物群保存制度」…（略） ※「日本遺産」…（略）	順序の入替え
修正後	改訂理由
（略）	

小施策 0 2 まちなみ景観の創出 ～ 小施策 0 4 市民との協働による景観形成 （略）

関連計画 （略）